

議案第7号

岩倉市行政評価委員会条例の制定について

岩倉市行政評価委員会条例を別紙のように定めるものとする。

令和3年2月26日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市行政評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、岩倉市自治基本条例（平成24年岩倉市条例第31号）第22条の規定に基づく行政評価を行う岩倉市行政評価委員会（以下「委員会」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、委員会を置く。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 岩倉市自治基本条例第16条の規定に基づく総合計画の進捗の評価に関すること。
- (2) 行財政改革の取組の評価（岩倉市行政経営プラン推進委員会条例（平成26年岩倉市条例第4号）第3条第2号の評価を除く。）に関すること。
- (3) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定に基づく岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗の評価に関すること。
- (4) その他行政評価に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 企業の代表者
- (3) 労働組合の代表者
- (4) 市民活動団体の代表者
- (5) 市民の代表者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部秘書企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。